

2019 年度派遣 国際交流基金アジアセンター
“日本語パートナーズ” 派遣事業
大学推薦プログラム募集要項
【東京外国語大学】

1. 趣旨

2013 年 12 月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、日本政府は ASEAN を中心とするアジアとの文化交流を進めるための新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を表明しました。このプロジェクトを担うため、国際交流基金は 2014 年 4 月にアジアセンターを設け、芸術・文化の双方向交流と日本語学習支援を二本柱として事業を展開しています。

“日本語パートナーズ” 派遣事業は、日本語教育支援の中核事業として幅広い世代の人材をアジアの中等・高等教育機関等に派遣し、現地日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、“日本語パートナーズ” 自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアと日本の架け橋となることを目標とします。

2. 大学推薦プログラムについて

国際交流基金と協定を締結した大学等（以下、「協定校」という）が“日本語パートナーズ”として特に適性のある学生を推薦するプログラムで、本学も国際交流基金と協定を締結しています。学内選考を通過した学生は各協定校から「推薦状」を交付され、被推薦者として基金の選考に応募することができます。

3. 求める人材・適性

“日本語パートナーズ” は、留学や海外旅行とは異なり、「公務」を行うために派遣されるものです。派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められるとともに、教壇に立つ者としての自覚と責任感を持って、自発的、能動的に行動しなければなりません。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいと考えています。

- (1) 留学や海外旅行と異なり、公務を行う立場であることを十分にわかまえている
- (2) 派遣先国への関心および基本的な知識を有している
- (3) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに情熱をもっている
- (4) 現地の先生のサポート役として活動ができる
- (5) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (6) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (7) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある

4. 支援体制

国際交流基金本部、海外拠点のスタッフ、各地の日本大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている“日本語パートナーズ”が任地での活動を円滑に進められるように支援します。

5. 活動内容

現地との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

- (1) 現地日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
- (4) 派遣先の国際交流基金海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

6. 派遣先・期および派遣期間

【タイ 7 期】 2019 年 5 月頃から 2020 年 3 月頃

【インドネシア 12 期】 2019 年 9 月頃から 2020 年 3 月頃

※派遣先の都合等により派遣時期が若干変動する可能性があります。

※参加にあたり、事前研修期間を含めた派遣期間中は、本学を休学することになります。

7. 推薦人数

【タイ 7 期】 最大 2 名

【インドネシア 12 期】 最大 3 名

8. 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶりなど）に対応できること
- (3) 以下の時点で、満 20 歳から満 39 歳であること
（タイ 7 期：2018 年 9 月 30 日、インドネシア 12 期：2018 年 12 月 31 日）
- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 応募時に協定校の学部または大学院に在籍していること
- (6) 日常英会話ができること（英語で最低限の意思疎通が図れる程度）
- (7) 国際交流基金が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- (8) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること
- (9) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成など）
- (10) 過去に“日本語パートナーズ”として派遣された経験がないこと

【以下に該当する方は、応募時に各大学の担当窓口へ申し出てください。】

- ◆ 重国籍、または国籍留保の届出をしている方
- ◆ 本邦以外の滞在資格、査証をお持ちの方
- ◆ 障害やLGBT等の理由により、応募・選考・派遣前研修および本事業の活動や赴任地での生活に何らかの配慮が必要と思われる方

9. 派遣までのスケジュール

学内説明会の開催 およびプレエントリー	2018年5月14日（月）11:50～12:30 @115 教室 2018年6月1日（金）までにオンライン登録（プレエントリー） URL : https://jp.surveymonkey.com/r/VN7665J 
健康診断の受診	各自で医療機関にて受診（6/15 までに入手すること）
応募書類提出締切	2018年6月15日（金）16:30 まで（厳守！） 以下の書類を留学支援共同利用センターに提出 ・ 応募用紙 ・ 在学証明書1通（和文） ・ 健康診断個人票（医療機関にて記入） ・ 健康自己申告書
学内選考（面接）	2018年6月25日～27日の間で実施（予定） （詳細な日程は別途、応募者に通知します。）
学内選考結果通知	2018年7月2日（月）までに通知 学内選考合格者は、指導教員等に推薦状を作成してもらい、 2018年7月13日（金）16:30 までに留学支援共同利用センターに提出する
国際交流基金による選考（面接）	2018年8月8日（水）～10日（金）のいずれかの日時
選考結果通知（内定）	2018年8月14日（火）までに通知
合意書の締結	

派遣前研修	【タイ 7 期】（予定） 日程：2019 年 3 月 24 日（日）～4 月 20 日（土） 場所：国際交流基金日本語国際センター （埼玉県さいたま市） 【インドネシア 12 期】（予定） 日程：2019 年 8 月 4 日（日）～8 月 31 日（土） 場所：調整中
派遣	【タイ 7 期】 2019 年 5 月頃から 2020 年 3 月頃 【インドネシア 12 期】 2019 年 9 月頃から 2020 年 3 月頃

(1) 学内選考（書類、面接）

＜プレエントリー＞

応募者は、下記の URL（QR コード）にアクセスして、応募情報を登録すること。

URL：<https://jp.surveymonkey.com/r/VN7665J>

登録期限：2018 年 6 月 1 日（金）まで



＜応募書類の提出＞

下記の 4 つの書類を作成し、提出すること。

①応募用紙一式 ②在学証明書 1 通 ③健康診断個人票 ④健康自己申告書

※各書類はいずれも原本を提出、コピー不可とします。

※応募書類は以下のサイトからダウンロードしてください。

→ <http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/>

【健康診断個人票】

指定様式にしたがい、各自で医療機関で受診してください。検査項目は「海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第 45 条の 2）」の項目を準用しています。

※健康診断受診費用は自己負担となります。費用は医療機関により異なりますが、概ね 8 千円～1 万 8 千円程度かかります。

【応募の際の注意事項】

- ① 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- ② 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて応募者の負担とします。

【提出期限】

2018年6月15日（金）16:30 までに留学支援共同利用センターに提出。（郵送も可）

＜面接審査＞

2018年6月25～27日の間で個人面接（15分程度）を実施します。（予定）

面接の詳細な日程は、後日ご連絡します。

面接結果は、2018年7月2日（月）までに通知します。（メールにて）

＜推薦状の提出について＞

面接審査に合格した場合は、「推薦状（指定様式）」1通を用意して、2018年7月13日（金）16:30 までに留学支援共同利用センターに提出すること。

※推薦状はゼミの指導教員や語科の教員等に作成を依頼すること。

※面接合格者の応募書類一式は本学で取りまとめて国際交流基金に提出します。

※これ以降は応募者と国際交流基金との間で連絡を取ります。

(2) 国際交流基金による選考（面接）

応募者全員に対して面接を行います。日時と場所については国際交流基金が指定し、7月26日（木）までにメールで連絡します。

ア．日時：2018年8月8日（水）～10日（金）のいずれかの日時（1時間程度）

イ．場所：国際交流基金（東京都新宿区）または大阪市内（会場未定）

※交通費は支給しません。

※日時・場所の指定・変更はできません。

(3) 選考結果通知

合否に関わらず、8月14日（火）までに面接受験者全員に選考結果を通知します（メールおよび文書）

(4) 内定から赴任まで

ア．内定通知・合意書締結等

- ① 選考終了後、内定候補者に対しては、選考結果通知とあわせて「内定受諾書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- ② 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、様々な渡航手続きを開始します。内定を受諾した後に辞退することはできません。渡航手続きでは、戸籍抄本や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、基金からの書類送付先は国内に限ります。
- ③ 内定者には、合意書締結を行う段階で、派遣先に関する情報を提供します。派遣地や派遣先機関は、国際交流基金及び基金海外拠点等が決定します。内定者が選ぶことは

できません。

- ④ 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
- ・現地語ができる方
 - ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験がある方
 - ・日本語教育の知識や経験がある方

イ. 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の習得、及び任地事情、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、すべての研修プログラムを修了しなければなりません。

【タイ 7 期】

日程：2019 年 3 月 24 日（日）～4 月 20 日（土）（予定）

場所：国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

【インドネシア 12 期】

日程：2019 年 8 月 4 日（日）～8 月 31 日（土）（予定）

場所：調整中

※国際交流基金は、研修所までの往復旅費（日本国内の移動のみ）を支給し宿泊施設、食事を提供します（もしくは食費の一部補助額を支給）。当該経費以外の費用については自己負担となります。

ウ. 内定から赴任までの留意事項

以下に該当する場合には、内定取消しまたは派遣中止とする場合があります。

- ① 内定から本邦出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と国際交流基金が判断した場合
- ② 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると基金が判断した場合
- ③ 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合

10. 派遣の待遇等

国際交流基金の規程に基づき滞在費、往復航空券（ディスカウントエコノミー）、旅費等の支給と住居の提供を行います。

(1) 滞在費

【タイ 7 期】 月額 110,000 円程度（所得税引後）

【インドネシア 12 期】 月額 120,000 円程度（所得税引後）

※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が定めた額です。

※国際交流基金の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

※滞在費は源泉徴収の対象になります。

(2) 住居提供

国際交流基金が住居を提供

※“日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は国際交流基金が負担します。

※光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から支弁することになります。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給

(4) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給

(5) 赴帰任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料等を支給

(6) 業務に必要な教具等

国際交流基金が業務上必要と認める教材、機材は基金が用意し現物支給、もしくは貸与

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(8) 海外旅行保険

国際交流基金が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救援費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

※なお、既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病、自動車等の運転による傷害等にはこの保険は適用されません。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※国際交流基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える措置はできません。

(9) 赴任前の予防接種費用

赴任前に摂取したワクチンの接種費用を一部補助

※派遣前研修中に医療機関による予防接種を研修施設内で受けることも可能です。

11. “日本語パートナーズ”の義務と派遣条件

“日本語パートナーズ”は、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) 国際交流基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国、地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (5) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (6) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして任地を離れないこと
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

12. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

13. 個人情報に関して

- (1) 派遣事業実施のため、“日本語パートナーズ”の氏名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、派遣前研修期間等に関する情報を、派遣先機関、派遣先の日本大使館、関連各公館及び日本国外務省等関係機関に提供します。
- (2) 採否審査のため、提出書類を外部有識者等に提供することがあります。
- (3) 提出書類に記入のある連絡先に、他の国際交流基金事業についてご案内をお送りすることがあります。
- (4) “日本語パートナーズ”の氏名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し基金年報、事業実績、ウェブサイト等に掲載するために利用します。
- (5) 本事業広報及び事業報告のために、“日本語パートナーズ”の写真、動画等をウェブサイトや SNS 等の媒体に掲載することがあります。
- (6) 上記以外の理由で応募に際していただいた個人情報を使用することはありません。

14. 派遣先国・地域での安全確保について

あらかじめ外務省海外安全ホームページで現地の安全情報を入手・確認したうえで応募してください。

※外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



15. その他

- (1) 国際交流基金と“日本語パートナーズ”は、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき国際交流基金は“日本語パートナーズ”に業務を委嘱します。国際交流基金と“日本語パートナーズ”は雇用関係にありません。また、国際交流基金は、“日本語パートナーズ”の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任は負いません。
- (2) 派遣期間の短縮、延長はできません。また、忌引、緊急時の避難退避などやむを得ない場合を除き、日本への一時帰国は認めません。

16. 問い合わせ先

＜学内選考に関する問い合わせ＞

東京外国語大学 留学支援共同利用センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 本部管理棟 1 階

電話：042-330-5113 ／ FAX：042-330-5189

Eメール：ryugakushien@tufs.ac.jp

担当：小松

＜その他の問い合わせ＞

国際交流基金アジアセンター日本語事業第2チーム

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-13-6

電話：03-5369-6136 ／ FAX：03-5369-6036

Eメール：nihongopartners@jpf.go.jp